

川崎市税告示第2号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第23条の6第3項の申出により、「川崎市市税条例の規定による寄附金の指定について」（平成21年川崎市告示第91号）の一部を改正しますので、同条第4項の規定により告示します。

令和8年1月30日

川崎市長 福田 紀彦

表中

「

特定非営利活動法人 川崎市サッカー協会 (川崎市中原区小杉町1 丁目526番地23 武藏小 杉マンション104)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金	令和6年6月13日から 令和11年6月12日まで
--	-----------------------------------	-----------------------------

」

を

「

特定非営利活動法人 川崎市サッカー協会 (川崎市中原区宮内4丁 目18番6号 グレイスコ ート幸101号)	左に掲げる者の主たる 目的である業務に関連 する寄附金	令和6年6月13日から 令和11年6月12日まで
---	-----------------------------------	-----------------------------

」

に改める。